

阿南市中小企業振興基本条例

(前文略)

(目的)

第1条 この条例は、市の中小企業の振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、市の責務、中小企業事業者の努力及び商工団体の役割を明らかにすることによって、相互理解を深めるとともに、地域経済の循環を高め、その持続的な発展と市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当する者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 小企業者（小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条第2項に規定する事業者をいう。）その他の基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業事業者 中小企業者及び小規模企業者をいう。
- (4) 商工団体 阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会その他の商業又は工業の振興を図ることを目的とする団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大企業者 中小企業事業者以外の民間事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (6) 金融機関 市内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。
- (7) 学校教育機関 独立行政法人国立高等専門学校機構阿南工業高等専門学校（第9条において「阿南高専」という。）

）その他の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- (1) 中小企業事業者の創意工夫が活かされること。
- (2) 中小企業事業者の経営の改善及び向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業事業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 小規模企業者の事業の持続的発展が図られること。
- (5) 市内に存在する多様な技術、特産品及び自然環境その他特色ある地域資源等が十分に活用されること。
- (6) 市民の就労意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会が与えられ、人材の育成が図られること。
- (7) 市、中小企業事業者、商工団体、大企業者、金融機関、学校教育機関及び市民の間で相互の協力が図られること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、県その他の関係機関と協力して、中小企業の振興に関する施策（以下「基本的施策」という。）の実施に努めるものとする。

2 市は、中小企業の振興を推進するため、積極的に情報を収集し、その提供に努めるものとする。

3 市は、地域経済の活性化に資するため、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

4 市は、中小企業事業者の人材の育成及び雇用の促進に資するため、学校教育機関その他の関係機関と連携し、市内に若者の定住が図られるよう新規学卒者の就職促進に努めるものとする。

(中小企業事業者の努力)

第5条 中小企業事業者は、経済的又は社会的な環境変化に応じて、経営の革新及び経営基盤の強化に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業事業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、従業員の福利厚生の実現をはじめとする雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業事業者は、市が実施する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、その加入する中小企業事業者の経営の改善及び向上のための支援に積極的に取り組むとともに、市が実施する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の協力)

第7条 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会を構成する一員として、地域経済の振興、地域貢献及び環境との調和に積極的に取り組むとともに、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第8条 金融機関は、中小企業の振興が地域経済の発展に重要な役割を果たすことを認識し、市が実施する基本的施策に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、中小企業事業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、円滑な資金の供給をはじめ経営相談等を通じて支援を行うことにより、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

(阿南高専の協力)

第9条 阿南高専は、中小企業の振興に向けて、その保有する人材、知的資産及びネットワークを生かした産学公・地域連携を積極的に図るよう努めるものとする。

2 阿南高専は、中小企業事業者が基本理念の実現に向け取り組む事業活動に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業が地域経済の発展並びに市民生活の安定及び向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、消費者として市内で生産され、製造され、及び加工される製品の購買又は消費並びに提供されるサービスの利用に努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、基本的施策を実施するものとする。

(1) 中小企業事業者の魅力等の情報発信を促進すること。

(2) 中小企業事業者の販路の拡大を促進すること。

(3) 中小企業事業者の人材の育成及び確保を促進すること。

(4) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、その協力を促進すること。

(5) 中小企業事業者と関係機関及び地域との連携並びに協働関係を促進すること。

(6) 地域資源の活用等により、産業の発展及び創出を促進すること。

(7) 観光資源の発掘及び整備を図り、市の魅力を広く発信すること。

(子どもの勤労観等の醸成)

第12条 市は、次代を担う子どもたちが社会人・職業人として自立することができるよう職業意識の向上を図るため、中小企業事業者と連携を図りながら、子どもの勤労観及び職業観の醸成に努めるものとする。

2 中小企業事業者は、子どもの勤労観及び職業観の醸成が中小企業における人材の確保等のために重要であることを認識し、次代を担う子どもたちに対する職業に関する体験の機会を提供するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、基本的施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第14条 基本理念の実現及び基本的施策の実施について調査し、及び審議するため、阿南市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、15人以内の委員で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 中小企業の振興に関して優れた識見を有する者

(2) 中小企業事業者の関係者

(3) 商工団体の関係者

(4) 金融機関の関係者

(5) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し

必要な事項は、市長が別に定める。

(実施状況の公表)

第15条 市は、毎年度、基本的施策の実施状況を公表するものとする。